## 【参考:理(美)容所構造設備図】

## 【作業環境】

- ① 採光または照明(照度 100 ルクス以上)
- ② 機械換気(換気扇)または自然換気(開閉可能な 窓)できる設備が必要

「換気の基準:炭酸ガス(二酸化炭素)濃度を、 5000ppm 以下に保つこと」

## ◆作業場の床面積(9.9 m以上)

理(美)容椅子	床面積
1~2 脚	9.9 m²
3 脚	13.2 m²
4 脚	16.5 m²
5 脚	19.8 m²

(以下、1 脚増えるごとに必要面積 が 3.3 ㎡増加。)

消毒場所(室)を含む。なお、待合所、 便所等は除く。

### 【器具の容器】

消毒用、消毒済、未消毒の専用容器 

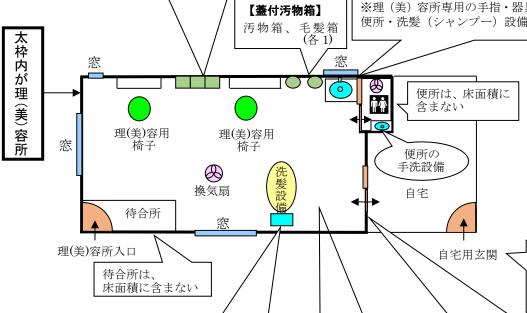
## <消毒方法(例)>

・消毒用エタノール (濃度 76.9~81.4%)

# 【洗場】

理(美)容所専用の流水装置であること。 (床面積に含む。)

※理(美)容所専用の手指・器具等の洗浄用のため、 便所・洗髪 (シャンプー) 設備との併用不可



# 【自宅併設の場合】

理(美)容所が通路とならない ように、理(美)容所入口とは別に、自宅用玄関を設けること。

# 【洗髪(シャンプ―)設備】

※頭髪に係る作業を行わない (まつ毛エクステンション等)場合 は不要。(床面積に含む)

隔壁等(壁、ドア、引き戸等)で区画すること。 ※襖、アコーディオンカーテン、折りたたみ式の壁等は、隔壁等 と認められない。

## 【床·腰板】

コンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料を使用すること。

【区画】